

令和4年度

第3回 定期監査の結果に関する報告

(監査期間：令和4年12月1日から令和5年3月27日まで)

教育委員会
監査委員事務局

令和5年3月27日提出

郡山市監査委員

4 郡監査第1169号
令和5年3月27日

郡山市議会議長
郡山市長
郡山市教育委員会

郡山市監査委員	藤	橋	桂	市
郡山市監査委員	橋	本		勉
郡山市監査委員	久	野	三	男
郡山市監査委員	栗	原		晃

令和4年度第3回定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出する。

令和4年度 第3回 定期監査の結果に関する報告

目 次

第1 準 拠 基 準	1
第2 監 査 の 概 要	1
1 監 査 の 種 類	1
2 監 査 の 対 象	1
3 監 査 の 着 眼 点	2
4 監 査 の 主 な 実 施 内 容	2
5 監 査 の 日 程 及 び 実 施 場 所	2
第3 監 査 の 結 果	3
改善を要する事項（指摘事項）	4
1 収入事務について	4
2 支出事務について	4
3 財産管理事務について	4
第4 監査の結果に関する報告に添えて提出する意見	5

令和4年度 第3回 定期監査の結果に関する報告

第1 準拠基準

郡山市監査基準

第2 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

2 監査の対象

(1) 対象範囲

令和4年8月1日から令和4年11月30日までに執行した財務事務

なお、関連して必要があると認めたものについては、これ以外の期間についても対象とした。

(2) 対象部局

ア 教育委員会

教育委員会事務局教育総務部（小中学校の財務事務は、教育総務部が所管）

総務課	生涯学習課	公民館等	図書館
勤労青少年ホーム	美術館	小学校	中学校

教育委員会事務局学校教育部

学校管理課	学校教育推進課	教育研修センター	総合教育支援センター
-------	---------	----------	------------

なお、公民館等（43館）、小学校（49校）、中学校（25校）については、次の施設を抽出して実施した。

公民館等（22館）

中央公民館	小原田地域公民館	芳賀地域公民館	桑野地域公民館
桃見台地域公民館	大島地域公民館	赤木地域公民館	橘地域公民館
大槻公民館	大成地域公民館	小山田地域公民館	大槻東地域公民館
安積公民館	柴宮地域公民館	安積南地域公民館	永盛地域公民館
三穂田公民館	逢瀬公民館	湖南公民館	西田公民館
中田公民館	安積総合学習センター		

小学校（24校）

金透小学校	小原田小学校	桃見台小学校	赤木小学校
富田東小学校	白岩小学校	薫小学校	桜小学校
大島小学校	小山田小学校	朝日が丘小学校	安積第三小学校
永盛小学校	穂積小学校	河内小学校	日和田小学校
行健第二小学校	小泉小学校	行徳小学校	熱海小学校
高瀬小学校	御代田小学校	谷田川小学校	宮城小学校

中学校（14校）

郡山第三中学校	郡山第六中学校	郡山第七中学校	富田中学校
小原田中学校	安積中学校	片平中学校	喜久田中学校
行健中学校	明健中学校	熱海中学校	高瀬中学校
宮城中学校	緑ヶ丘中学校		

イ 監査委員事務局

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか、組織内のチェック体制が有効に機能しているかを主眼とした。

また、特に重要物品の管理について着目した。

4 監査の主な実施内容

事務の執行状況等に係る提出資料の試査

- (1) 帳簿、書類等の突合
- (2) 関係職員等への質問及び実査

5 監査の日程及び実施場所

(1) 日程

ア 監査 令和4年12月1日から令和5年3月27日まで

イ 実査 令和5年1月26日

(2) 実施場所

ア 監査 監査委員室

イ 実査 美術館

(3) 講評に対する弁明又は見解の聴取

令和5年3月27日

第3 監査の結果

事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているか、組織の合理化に努めているかについて監査したが、次のとおり**改善を要する事項（指摘事項）**があったので、内容を十分把握してそれぞれ必要な措置を講じられたい。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なもの等については、口頭で措置を促した。

改善を要する事項（指摘事項）

1 収入事務について

(1) 調定事務

歳入の調定に適切でないものがあった。

郡山市財務規則第34条第1項の規定により、収入権者は、歳入の調定をするときは、財務会計システムに登録し、調定をしなければならないが、収入金額を誤って調定し、また、それにより一部の収入科目を誤っているものがあった。

芳賀地域公民館

(2) 現金取扱事務

現金を収納した日と異なる日付で領収書を発行しているものがあった。

領収書は現金を収納した日付で発行するものであるが、収納日より後の日付で発行しているものがあった。

小山田小学校 永盛小学校

2 支出事務について

(1) 旅費支出事務

職員の旅費支出に誤りがあった。

支出権者は、支出をしようとするときは、郡山市財務規則第55条第1項の規定により、請求書等に基づき支出の根拠等を調査し、その調査事項が適正であると認めたときに支出命令をするものであるが、旅費計算時に路程を誤り、旅費を誤支給しているものがあった。

桃見台地域公民館

3 財産管理事務について

(1) 郵券管理事務

郵便切手等の管理に適切でないものがあった。

郵券等を購入及び使用した際は、郡山市教育委員会事務局等文書等取扱規程第40条の規定により、郵便切手等使用簿に所要事項を記載して管理しなければならないが、不適切な管理をしているものがあった。

ア 事実と異なる購入日を使用簿に記載するとともに、本市会計以外の切手を一時流用していたもの

小原田中学校

イ 払出枚数及び残枚数の記載を誤るとともに、本市会計以外の切手を一時流用していたもの

緑ヶ丘中学校

第4 監査の結果に関する報告に添えて提出する意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に添えて意見を次のとおり提出する。

1 調定事務について

今回の監査において、施設使用料等の調定事務について確認したところ、現金を収入した日ごとに調定をしていた所属と、金融機関に払込みをする日ごとに数日分をまとめて調定をしていた所属があり、当該調定の時期に違いが見られた。

歳入の調定については、地方自治法第231条により、「普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。」と定められており、また、同法施行令第154条第1項により、「歳入については、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査して調定しなければならない。」とされている。

収入に当たっては、歳入金金の収納前に調定を行うこと（事前調定）が前提になることから、その都度調定し、収納することが原則であるが、随時の収入のうち各種証明書の手数料等、窓口で現金を受領するような収入については、事前に金額を把握することは難しく、その性質上、事後調定せざるを得ない。ただし、そのような場合であっても、金額を把握次第速やかに調定すべきものとする。

今回のように、所属によって調定の時期に違いが見られたのは、本市の財務規則等に事後調定における調定期限についての明確な規定がないことが一因と思われる。

なお、金融機関に払込みをする日ごとに数日分をまとめて調定をしていた所属については、郡山市財務規則第48条第5項における「使用料等として収納した現金については、収納した日の属する月の末日まで保管することができる。ただし、保管限度額は、10,000円とする。」という規定に基づき調定をしていたと思われるが、同項は現金の保管に関して定めた規定であり、調定の時期について定めているものではないことにも留意が必要である。

については、必要に応じて関係規定の見直しを検討するなど、事務処理の明確化を図るとともに、マニュアル等で分かりやすく統一のルールを周知するなど、適切な調定事務の徹底に努められたい。

また、現在、各施設において、キャッシュレス決済の導入が進んでいるが、市民の利便性向上、事務の効率化及び職員の現金取扱リスク軽減のためにも、更なる推進を図られたい。

2 物品購入事務について

物品購入において、一括購入が可能であった物品を、分割して発注していた所属が多数見受けられた。

これは、予算配当課において取りまとめて購入すべきところ、事務決裁規程上、10万円未満の物品購入専決権しかない所属に予算配当し、それぞれの所属で物品を購入する

よう促したことが、今回の分割発注につながったものと考えられる。

物品購入については原則、価格及び必要数を確認の上、金額に応じて見積り合せや競争入札を執行することにより、経済性、公平性及び透明性を担保しなければならないものであり、随意契約とするための恣意的な分割発注は、厳に慎まなければならない。

については、今般の事例を踏まえ、恣意的分割発注を疑われることのないよう、また、効果的、効率的に事務を執行するよう、計画的な発注の必要性を改めて全庁的に周知するなど、契約事務の適正化について対策を講じられたい。

さらに、管理監督者においては、入札設定の妥当性、関係法令等の手続の遵守性を確認した上で、適正な予算の執行に努められたい。